

香川県保育協議会 会則

(名 称)

第1条 本会は、香川県保育協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、県内保育所等運営の安定と保育士等の資質及び福祉の向上を図り、もって、子どもの最善の利益を保障し、児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保育所等運営に関する総合的企画、調査研究、連絡に関する事項
- (2) 保育所等経営管理の研究に関する事項
- (3) 保育行財政の充実及び対策に関する事項
- (4) 保育士等の資質向上のための研修会、研究会の開催
- (5) 保育事業の広報に関する事項
- (6) 全国保育協議会及び全国保育士会に関する事項
- (7) その他本会の目的達成のために必要な事項

(事務所)

第4条 本会は事務所を、高松市番町一丁目10番35号に置く。

(組 織)

第5条 本会は、県内公・私立認可保育所、認定こども園（幼保連携型・保育所型）、小規模保育事業（以下、認可保育所等という）と認可保育所等の職員及び市町行政をもって構成する。

(会 員)

第6条 本会の会員は、会員登録をした認可保育所等、認可保育所等の施設長及び認可保育所等の職員と市町行政とする。

(協議員)

第7条 会員認可保育所等の施設長及び市町行政役職員を協議員とする。

(役 員)

第8条 本会に協議員から選出した次の役員を置き、会長及び副会長は理事とする。

会長	1名
副会長	5名
理事	25名
監事	2名

- 2 役員の任期は2年とする。ただし再任をさまたげない。また、補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 理事のうち19名は、別表1に定める選出区分表ごとに選出する。
- 4 理事のうち6名は、保育士部会部長が別に定める表に基づき選出する。
- 5 会長は、理事の互選により選出する。
- 6 副会長は、理事の中から会長が推薦し、理事会の承認を得て、総会に報告する。なお、副会長のうち3名は、保育士部会部長、公立保育所等施設長及び私立認可保育所等施設長をもってあてる。
- 7 監事は、総会において協議員の中から選出する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、会長があらかじめ指名する順位により職務を代理する。
- 3 理事は、理事会に出席し、その議事に参加して決議に加わり、共同して業務を決定するとともに、それぞれの選出ブロックの取りまとめを行い、本会業務の推進をはかる。
- 4 監事は本会の事業及び会計を監査し、総会で報告する。また理事会に出席し、意見を述べることができる。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務について会長の諮問に応じ、意見を述べるものとする。

(会議)

第11条 会議は総会及び理事会とする。

(総会)

第12条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、理事会においてその必要を認めたとき及び協議員の半数以上の要請があったとき開催する。
- 4 総会は、会長が招集する。
- 5 総会は、協議員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、協議員から会長に委任状が提出された場合は、その限りではない。
- 6 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の議決)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定または変更

- (2) 会費の額及び徴収の方法
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) その他理事会で必要と認めた事項

2 総会の議事は、その出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の決議の省略)

第14条 会員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、総会の決議があったものとみなす。

(総会の議決権の代理行使)

第15条 総会に出席できない協議員は、代理者にその権限を委任することができる。この場合において、代理者は、総会ごとに代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

(理事会)

第16条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会は、必要に応じ随時開催する。
- 3 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 理事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) その他、会長が必要と認めた重要な事項
- 6 理事会の議事は、その出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の決議の省略)

第17条 理事の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(部 会)

第18条 本会は、第3条の事業を行なうため、次の部会を設ける。

- (1) 総務・広報部会
- (2) 研修・調査部会
- (3) 保育士部会

(事務局)

第19条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

3 会長は、理事会の承認を得て、本会の事務・経理を適当な機関に委託して行わせることができる。

(経 費)

第20条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他をもってあてる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委 任)

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って別途定める。

附 則

1 この会則は、香川県保育所管理者協議会及び香川県保育士会の総会の議決を経て、平成22年4月1日から施行する。

2 この会の設立当初の役員は、本会則第8条の規定にかかわらず、香川県保育所管理者協議会及び香川県保育士会で協議のうえ、あらかじめ選出することとする。

また、本会則第8条の規定にかかわらず、平成22年度に限り、副会長の定数を5名とする。

3 この会則は香川県保育協議会の総会の議決の日（平成23年5月10日）から施行する。
(一部改正)

4 この会則は、総会の議決を経て施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、総会の議決を経て施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、総会の議決を経て施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、香川県保育協議会総会の議決の日（令和3年4月1日）から施行する。

(一

【別表1】

会則第8条 第3項に定める理事選出区分表

ブロック名	行政	保育所等
高松	1	2(公1 私1)
丸亀	1	1
坂出	1	1
善通寺・仲多度	1	1
観音寺	1	1
おおかわ	1	1
三豊	1	1
綾歌	1	1
小豆・木田・香川	1	1
計	9	10